

これだけは知っておきたい



遺産相続



平成 27 年 1 月に相続税法が改正され、相続税の申告や納税が必要になる人の対象が広がりました。

「うちは相続税なんて関係ない」なんて思っていないですか？

いざとなったら何から手をつければいいのかいのでしょうか？

遺産相続の基本の“き”を学んで、今から準備してみませんか。

●日時 平成**28**年**9**月**10**日(土)

午後**1**時**30**分から**3**時まで

●場所 各務原市立中央図書館 4階研修室

●講師 名古屋税理士会岐阜南支部

宮嶋 和広 税理士

●定員 40名(申込順)

●参加費 無料

●お申込み 各務原市立中央図書館2階カウンターへ直接来館、
または電話(058-383-1122)

主催 各務原市立中央図書館(那加門前町 3-1-3)

